

○火薬類の譲渡、譲受け及び消費の許可に際して知事からの意見聴取に対する事務取扱について

昭和37年2月1日

福警保内訓第4号

本部長

改正 昭和42年12月27日福警務部内訓第6号

昭和48年7月1日福警保内訓第1号

昭和49年4月1日福警務内訓第2号

昭和50年3月20日福警務内訓第2号

昭和53年5月26日福警保一内訓第1号

昭和56年3月31日本部内訓第7号

昭和57年3月17日本部内訓第3号

昭和61年3月31日本部内訓第4号

昭和61年10月30日本部内訓第16号

平成元年1月10日本部内訓第1号

平成2年10月4日本部内訓第30号

平成4年9月25日本部内訓第28号

平成6年4月1日本部内訓第15号

平成8年5月29日本部内訓第9号

平成9年9月26日本部内訓第22号

平成17年1月21日本部内訓第2号

平成17年4月1日本部内訓第13号

平成18年2月10日本部内訓第3号

平成18年4月27日本部内訓第12号

平成19年1月29日本部内訓第1号

平成20年3月26日本部内訓第6号

平成21年12月25日本部内訓第47号

平成22年3月24日本部内訓第7号

平成24年2月28日本部内訓第5号

平成26年2月28日本部内訓第4号

平成29年3月17日本部内訓第13号

火薬類取締法第52条第1項の規定により、知事が公安委員会の意見を聴取する場合の範囲の具体的な解釈及びその方法等について、今般知事部局と協議の上、おおむね下記のように取り扱うこととしたので、その署管内における火薬類取扱い対象関係者等に対し、周知徹底を図り、これが事務処理上遺憾なきを期せられたい。

なお、この通達の実施に伴い、従前の火薬関係事務の通達は、別記のとおり改める。

記

1 知事部局との取りきめ事項

別添「覚書」のとおりとする。

2 意見聴取に対する事務処理要領

(1) 照会文書及び申請書副本等の検討

ア 照会文書は、知事が許可をするに当たり関係法令に照し、災害防止について十分な調査がなされているか。

イ 申請書（副本）は、その申請事項が、照会文書から検討し許可の条件を具備したものであるか。

ウ 火薬類の譲渡し又は譲受けの場合、その目的が明記されているか。

エ 消費場所の見取図は、保安物件の位置及び保安物件と消費場所との距離が明記されているか。

(2) 現場調査

火薬類の消費に伴う現場の実地調査に当たっては、おおむね次の事項に留意して行うこと。

ア 現場の状況は、見取図の通り正確であるか。

イ 保安物件の状況は、危害予防の方法欄に記載しているか。

ウ 道路の交通量特に発破予定時の交通量はどうか。

エ 発破計画からみて、特別な危険防止の措置を必要と認めないか。

オ 消費関係者（主催者、消費責任者）において、防災措置が十分にとられているか。

(3) 調査回答（報告）等（別表2参照）

ア 次に掲げる事項については、警察署長の意見を基礎として生活安全部生活保安課において回答するので、別添「火薬類の譲渡又は譲受けの調査報告書」（別添1）又は「火薬類の消費現場調査報告書」（別添2の1、2の2）により現地調査の上、速やかに本部長に報告すること。

なお、知事からの照会文書は報告書に添え送付すること。

(ア) 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合で、同一消費地において、球状の打揚煙火（号数のいかににかかわらず）1日につき1,000発以上の場合

(イ) 前記1,000発未満の場合（ただし、消費量200発以上）であっても、その消費する場所で初めて煙火大会が行われ、しかも主要道路又は保安物件に近接（おおむね30メートル）した地域において行われる場合

(ウ) 採石場を新設した者が、最初に消費許可を受ける場合

(エ) 林道工事その他発破を行う者が断続して消費許可を受けている場合を除き、同一場所で爆薬の消費量が1日10キログラム以上の場合

(オ) 覚書1の(3)に該当する場合

イ 警察署長のする回答は、前記調査報告書に準じ現場調査の結果、別添「火薬類譲渡（受）に関する意見について」（別添3の1）又は「火薬類消費に関する意見について」（別添3の2）に必要事項を記入の上回答すること（回答用紙は、印刷の上「公安委員会印」を捺印したものを各署に配布しておく。）。

ウ 申請人の立場を考慮し、現場調査及び回答は速やかに行うこと。

（昭49福警務内訓2・昭61本部内訓4・平8本部内訓9・平17本部内訓13・平18本部内訓12・平24本部内訓5・本項一部改正）

3 結果

(1) 簿冊

警察署に別添様式（別添4）の簿冊を備え、意見聴取関係事務の実態を把握しておくこと。

(2) 結果報告

警察署長が意見回答をした場合は、その都度回答文書の写し1通を生活安全部生活保安課に送付すること。

(昭49福警務内訓2・昭61本部内訓4・平8本部内訓9・平17本部内訓13・平18本部内訓12・平24本部内訓5・本項一部改正)

4 通報連絡

前記2の(3)のア(本部処理事項)の事項に係るものについての許可通報を受理した場合は、必要な措置をするとともにその許可内容(許可年月日、条件等)を生活安全部生活保安課に連絡(電話)するものとする。